

指標 2 1 (業績指標 7 4)

中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数

評 価

A-2

目標値：約 2 3 5 万戸 (平成 2 4 年度)
 実績値：約 4 2 0 万戸 (平成 2 1 年度)
 初期値：約 5 2 5 万戸 (平成 1 9 年度)

(指標の定義)

大河川においては 3 0 ~ 4 0 年に一度程度、中小河川において 5 ~ 1 0 年に一度程度発生する規模の降雨において、洪水の氾濫防御が必要な県庁所在地等の中枢・拠点機能が存在する地域の床上浸水被害を受ける可能性のある戸数

(目標設定の考え方・根拠)

長期的には 0 を目指す。

当指標における目標値については、平成 2 4 年度までに実施予定の河川整備により見込まれる成果から設定。

(外部要因)

気候変動、地元の調整状況

(他の関係主体)

地方公共団体

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針 2 0 0 7 (平成 1 9 年 6 月 1 9 日)「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。」(第 4 章 5.)

【閣決(重点)】

- ・社会資本整備重点計画(平成 2 1 年 3 月 3 1 日)「第 2 章及び第 5 章に記載有り」

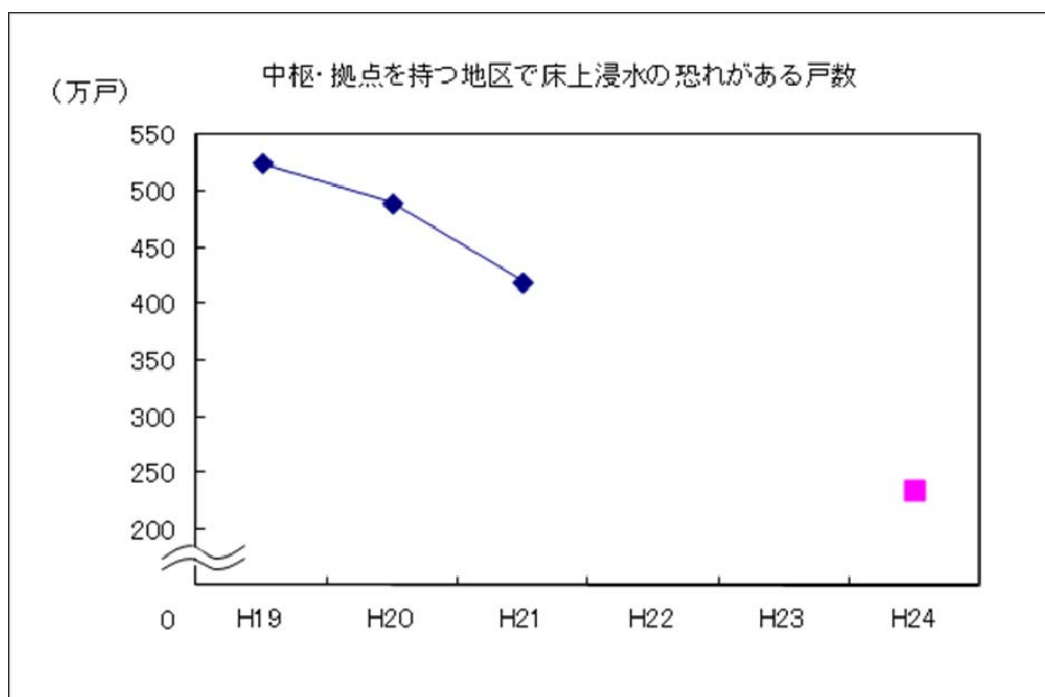
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
-	-	約 5 2 5 万戸	約 4 9 0 万戸	約 4 2 0 万戸



事務事業の概要

主な事務事業の概要

洪水による氾濫被害から守るための河川整備・ダム等洪水調節施設の整備（◎）
堤防等整備やダム等洪水調節施設の整備を推進し、氾濫域における治水安全度の向上を図る。

予算額：治水事業費（直轄）6,525億円の内数（平成21年度）

（補助）4,144億円の内数（平成21年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・指標の実績値は、平成19年度 約525万戸（初期値）、平成20年度 約490万戸、平成21年度 420万戸と着実に減少しており、目標の達成に向けたトレンドを示している。
- ・「中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数」等の指標値の向上のためには、河川、ダム等の整備を行うことが必要であるが、これらは計画から完成までには長時間を要することが多いため、施設整備途上においてハード・ソフト一体となった減災体制の緊急的な整備が必要である。
- ・近年の浸水被害の状況を見ると、都市化の進展や雨水の流出率の増加、局所的な集中豪雨等により依然として浸水被害が頻発している。また、被害内容を見ると、宅地等の浸水面積は減っているものの、生活様式の変化に伴う被害額の増加や少子高齢化に伴う災害時要救助者の増加等が生じているため、関係者の連携を図り効果的な取組を行う必要がある。また、計画規模を上回る洪水等による災害に対する体制整備も必要である。

（事務事業の実施状況）

- ・河川整備については、平成15年度からは治水上の緊急性・必要性が高く、整備効果が大きい区間などについて、その事業区間・期間などを設定・公表し、重点投資を行う短期集中型事業を実施している。また、浸水被害を最小化するため、ハード対策に加えて住民自らの災害対応やこれを支援するソフト対策等を組み合わせた総合的な浸水対策制度を平成20年度に創設している。また、ダム等洪水調節施設については、効率的な事業執行を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・指標の実績値は目標達成に向けて進捗しているが、3大都市圏が被災すれば国家レベルの社会経済活動に深刻なダメージを受ける。また、地域レベルでも拠点機能が被災すれば大きなダメージを受けるため、本指標の持つ重要性は高い。今後も財政状況が厳しくなる見込みの中、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があることからA-2と評価した。
- ・近年、集中豪雨の増加など自然的状況の変化や、少子高齢化などの社会的状況の変化に起因する新たな様相の災害に的確に対応しつつ、今後の投資余力が限られる中で、可能な限り早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。
- ・被災したとしても、国民の生活や社会経済活動に深刻なダメージを受けることなく持続可能となるよう、重点的かつ集中的に保全対策の実施を行う。
- ・また、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川に4河川（鶴見川水系鶴見川（東京都、神奈川県）、庄内川水系新川（愛知県）、淀川水系寝屋川（大阪府）、巴川水系巴川（静岡県）を指定し、河川整備及び下水道整備、流域対策、土地利用規制等の浸水被害対策を総合的に推進することにより都市洪水又は都市浸水による被害を防止する。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

- ・治水事業については、「できるだけダムにたよらない治水」へ政策転換するとの考え方にに基づき、事業実施中のダム事業のうち、検証対象に区分されたダム事業について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」で本年夏頃を目途に取りまとめられる中間とりまとめを踏まえ、個別ダムの検証を行う。

（平成23年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局治水課（課長 細見 寛）

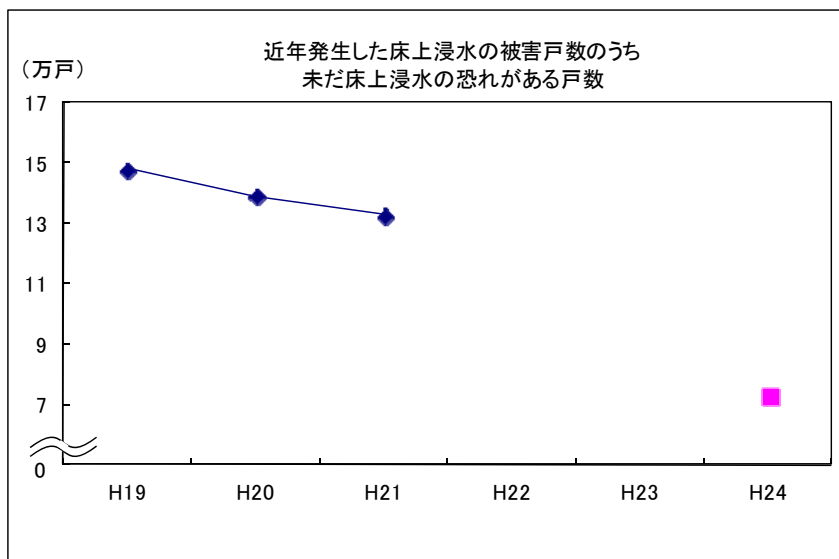
指標 2 2 (業績指標 8 3)

近年発生した床上浸水の被害戸数のうち未だ床上浸水の恐れがある戸数

評価	
B-1	目標値：約 7.3 万戸 (平成 24 年度) 実績値：約 13.3 万戸 (平成 21 年度) 初期値：約 14.8 万戸 (平成 19 年度)

<p>(指標の定義) 過去 10 年間 (平成 9 年度から平成 18 年度までの間) に床上浸水を受けた家屋のうち、被災時と同程度の出水で、依然として床上浸水被害を受ける可能性のある戸数。</p> <p>(目標設定の考え方・根拠) 長期的には 0 戸を目指す。 平成 24 年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。</p> <p>(外部要因) 地元の調整状況等</p> <p>(他の関係主体) 地方公共団体 (事業主体)</p> <p>(重要政策) 【施政方針】 なし 【閣議決定】 ・ 経済財政改革の基本方針 2008 (平成 20 年 6 月 27 日) 「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。」 (第 4 章 5.) 【閣決 (重点)】 ・ 社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日) 「第 2 章及び第 5 章に記載あり」 【その他】 なし</p>

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
—	—	約 14.8 万戸	約 13.9 万戸	約 13.3 万戸	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 洪水による氾濫被害から守るための河川整備・ダム等洪水調節施設の整備、砂防施設の整備（◎）
堤防整備やダム等洪水調節施設の整備、砂防施設等の整備を推進し、氾濫域における治水安全度の向上を図る。
予算額： 治水事業 12,814億円（平成21年度）の内数
- 下水道における浸水対策施設の整備の推進（◎）
下水道事業による浸水対策施設の整備により、都市の浸水被害の軽減を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
予算額： 下水道事業 6,328億円の内数（平成21年度国費）
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。
- 税制
- ①雨水貯留浸透施設に係る特例措置（所得税、法人税）
（特例の概要）都市部において河川管理者以外の者が設置する雨水貯留浸透施設に係る割増償却（5年間10%）
（減収額）72百万円（平成21年度）
 - ②河川立体区域制度の活用による河川整備推進に係る課税標準の特例措置（不動産取得税）
（特例の概要）河川立体区域制度による河川整備で、河川立体区域指定後、2年以内に建替家屋を建築した場合、代替家屋に係る不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除
（減収見込額）約1百万円（平成21年度）
 - ③特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る特例措置（固定資産税）
（特例の概要）特定都市河川浸水被害対策法の特定都市河川流域において、対策工事として設置された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を1/2に軽減（ただし、平成22年度から課税標準2/3に変更）
（減収額）28百万円（平成21年度）
 - ④高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る特例（不動産取得税）
（特例の概要）高規格堤防工事完了（高規格堤防特別区域公示）後、2年以内に建替家屋を建築した場合、代替家屋に係る不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除
（減収見込額）約1百万円（平成21年度）
 - ⑤河川工事により改良される橋梁等に係る課税標準の特例（固定資産税）
（特例の概要）公共用水域に係る事業の施行により必要となった、鉄軌道の橋梁の新設又は改良、トンネルの新設により敷設された線路設備又は電路設備に対する課税標準の特例措置
（最初の5年間1/6、その後の5年間1/3）
（減収額）988百万円（平成21年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- 平成20年度から平成21年度の実績値を結ぶトレンドを延長すると、目標年度の目標値を若干下回る評価となるが、今後、河川激甚災害対策特別緊急事業や床上浸水対策特別緊急事業などの**完成や、下水道浸水被害軽減総合事業などの下水道における浸水対策の推進による解消**が見込まれていることから、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

（事務事業の実施状況）

- 地球温暖化に伴う気候変動による集中豪雨の激化等の新たに懸念される要因によりこれまで以上に甚大な被害が多発する恐れがあり、限られた予算の中で、より効率的に新たな災害リスクに対応するため、重点的な施設整備による予防対策を重視しており、平成20年度より総合流域防災事業（流域貯留浸透事業）において都市部における採択要件を拡充し、貯留浸透施設の整備を推進した。
- 平成20年度には雨に強い都市づくり支援事業を創設し、公共施設管理者との連携を強化しつつ、地域住民や民間事業者と一体となって雨に強い都市づくりを実現するため、雨水の流出抑制や民間による被害軽減対策を計画的に推進した。
- 平成20年に「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」を改訂するなど、ソフト対策に資する内水ハザードマップの作成を支援し、地方公共団体における公表・活用を促進した。
- 平成21年度には、地方公共団体等が行う流出抑制対策等の流域対策と河川管理者が行う河道整備や排水施設機能向上等の河川整備を重層的に実施する「総合内水緊急対策事業」（直轄）、「流域治水対策事業費補助」を創設した。また、「総合流域防災事業費補助」について、洪水被害が発生するおそれのある地域における予防対策として、浸水被害の実績がなくても洪水ネック部の河道掘削等ができるよう制度を拡充した（洪水流下阻害部緊急解消事業）。
- また同年度に、一定規模以上の浸水実績があり浸水対策の必要性高い地区を対象に「下水道浸水被害軽減総合事業」を創設し、貯留浸透施設等の流出対策に加え、内水ハザードマップの公表等、地方公共団体、関係住民等が一体となった総合的な浸水対策への取り組みを推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 平成21年度の実績値は、前述の通り目標へのトレンドに若干届いていないものの、平成21年度には総合流域防災事業（洪水流下能力障害部緊急解消事業）の創設等新たな取り組みを実施し、また平成22年度には下水道浸水被害軽減総合事業と雨に強い都市づくり支援事業を統合し、社会資本整備総合交付金の創設により地方公共団体の効率的な浸水対策の推進が見込まれることから、B-1と評価した。
- 近年の集中豪雨の増加などの自然的状況の変化や、少子高齢化などの社会的状況の変化に起因した新たな様相の災害に的確に対応しつつ、今後の投資余力に限られる中で、できるだけ早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るため、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。
- 下水道事業と河川事業の連携による浸水対策を重点的に推進し、床上浸水が慢性化している地区における抜本的な浸水解消を図る。また、現在4河川（鶴見川水系鶴見川（東京都、神奈川県）、庄内川水系新川（愛知県）、淀川水系寝屋川（大阪府）、巴川水系巴川（静岡県））を特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川に指定し、河川整備、下水道整備に加え、流域対策や土地利用規制等の浸水被害対策を総合的に推進することにより都市洪水又は都市浸水による被害を防止する。
- 近年の集中豪雨の多発を踏まえ、地域の実状に応じて複数市町村に跨った広域的な浸水対策や、都市型浸水被害の常襲地区等においてはエリアを限定した重点的な浸水対策を実施するなど、効率的・効果的に浸水対策を推進する。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

- 「下水道浸水被害軽減総合事業」及び「雨に強い都市づくり支援事業」を統合し、ハード・ソフト両面からの対策、住民自らの取り組みを含めたより効率的、総合的な浸水対策を推進する。
- 平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設する。これにより、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業についても地方公共団体への支援を行い、また手続きを簡素化することで、地方公共団体による浸水対策の一層の推進を図る。

（平成23年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局治水課（課長 細見 寛）

都市・地域整備局下水道部流域管理官（流域管理官 佐々木 一英）

指標 23 (業績指標 76)

土砂災害から保全される人命保全上重要な施設数

評価

B-2	目標値：約3,500箇所(平成24年度) 実績値：約2,450箇所(平成21年度) 初期値：約2,300箇所(平成19年度)
-----	--

(指標の定義)

全国の土砂災害危険箇所において、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施することにより、24時間災害時要援護者が滞在する施設・防災拠点・近傍に避難場所が無く地域の拠点となる避難場所のうち、土砂災害から保全される施設数。

(目標設定の考え方・根拠)

平成29年度に対象施設について整備を概成(約5,200箇所)させることを目標とする。

平成24年度までに、整備の重点化を図り、5年間で約1,200箇所の整備を目標とする。

(外部要因)

地元調整の状況等

開発行為による新規の住宅地等の増大

(他の関係主体)

都道府県

(重要政策)

【施政方針】

- 第162回国会施政方針演説(平成17年1月21日)
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- 第166回国会施政方針演説(平成19年1月26日)
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- 第169回国会施政方針演説(平成20年1月18日)
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- 第174回国会施政方針演説(平成22年1月29日)
「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」

【閣議決定】

- 経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日)
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」(第5章3.)

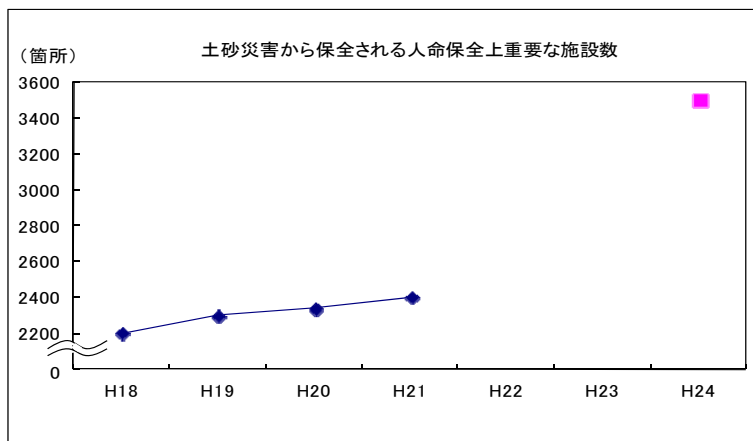
【閣決(重点)】

- 社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	H21
—	約2,200箇所	約2,300箇所	約2,350箇所	約2,450箇所



事務事業の概要

主な事務事業の概要

(予算)

① 砂防設備の整備 (◎)

土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(直轄) 砂防事業費 897 億円の内数 (平成 21 年度)

(補助) 砂防事業費 910 億円の内数 (平成 21 年度)

② 地すべり防止施設の整備 (◎)

人家、公共建物等に対する地すべり等による被害を防止・軽減することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(直轄) 地すべり対策事業費 86 億円の内数 (平成 21 年度)

(補助) 地すべり対策事業費 182 億円の内数 (平成 21 年度)

③ 急傾斜地崩壊対策施設の整備 (◎)

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(補助) 急傾斜地崩壊対策事業費 572 億円の内数 (平成 21 年度)

(税制)

① 砂防設備の設置のために地役権を設定する場合の譲渡所得の特別控除適用 (所得税)

導流堤及び遊砂地の設置のために設定される地役権の対価が一定価格を超える場合、譲渡取得について特別控除を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。

② 砂防指定地に対する固定資産税の課税標準の特例 (固定資産税)

砂防法第 2 条の規定に基づき指定された砂防指定地のうち、山林に係る固定資産評価額について減免措置を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成 21 年度の実績値は約 2, 450 箇所であり、着実に進捗しているものの、目標達成に向けて今後より一層の重点化が必要である。

(事務事業の実施状況)

- 近年大きな災害を受けた地域における適切な対応、災害時要援護者対策等について砂防事業等を重点的に実施しているところであり、特に自力避難が困難な災害時要援護者が 24 時間入居している施設のうち、特に土砂災害の恐れの高い箇所について、重点的に実施している。
- 水害対策と土砂災害対策、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、地方の自主性・裁量性をより高めつつ、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的防災対策を推進するため、総合流域防災事業を推進している。
- ハード・ソフト一体となって効率的に土砂災害対策を実施するため、平成 18, 19 年度に補助事業採択要件を拡充するなど、避難所の保全対策を重点的に実施している。
- 土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、平成 13 年に施行された土砂災害防止法に基づいて、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで開発行為による新規の住宅地等の増大の抑制等を推進している。また、平成 17 年 7 月の同法の一部改正により、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成 18 年 9 月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。
- 市町村の土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援するため、「土砂災害警戒避難ガイドライン検討会」により、「土砂災害警戒避難ガイドライン (H19)」を策定した。また、ガイドラインに沿った取り組みのポイントを紹介する「土砂災害警戒避難事例集(H21)」を策定し、地域防災力の向上を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 指標の実績値については着実に増加しているが、現在のトレンドでは目標達成が困難である。
- 一方、平成 21 年、山口県で災害時要援護者関連施設が被災し、多数の犠牲者(死者 7 名)が発生したことを受け、市町村や福祉部局等、関係機関との連携による災害時要援護者関連施設等に係る土砂災害対策の推進を都道府県に通知するとともに、平成 21 年の豪雨・台風被害に鑑み、国土交通省をはじめ関係 7 府省庁連名で、災害時要援護者を含む避難支援対策の推進を都道府県に通知したところ。
- また、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設に係る全国調査を受け、災害時要援護者が 24 時間滞在する施設の中でも、入所者が多く迅速な避難が困難と想定される施設や、豪雨時に施設内での緊急的な避難が困難とされる 1 階建ての施設等、調査により把握された施設の規模や構造等の特性を踏まえた砂防関係施設の重点整備、災害時要援護者関連施設の立地する箇所における土砂災害警戒区域の優先的な指定の推進等、関係機関との連携を十分に図った上で、災害時要援護者関連施設に係るハード・ソフト両面での土砂災害対策の一層の重点的な推進を、今般都道府県に通知したところ。
- 本施策は、国土保全や安全で安心できる社会の形成のために非常に重要であることから、一層の重点的な取り組みの必要性について十分理解が得られるよう、今後都道府県に対して機会あるごとに周知・要請に努め、目

標の達成を目指す。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

行政事業レビュー（公開プロセス）の「地すべり対策事業」については、「事業評価の充実、早期発見・早期対応によるコストダウン、立地抑制等の強化、契約の競争性向上を進めるべき。」というとりまとめ結果を受け、今後対応していく。

（平成22年度）

なし

（平成23年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局砂防部砂防計画課（課長 南 哲行）

指標 24 (業績指標 88)

津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積

評価	
A-2	目標値： 約9万 ha (平成24年度) 実績値： 10.0万 ha (平成21年度) 初期値： 約11万 ha (平成19年度)

(指標の定義)

各地区の海岸で発生すると想定される津波・高潮に対し、防護が不十分な海岸における背後地域の浸水総底面積

(目標設定の考え方・根拠)

長期的にゼロを目指すことを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定

(外部要因)

宅地開発等による防護対象面積の増加

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

- ・第169回国会 施政方針演説 (平成20年1月18日)
 「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2008 (平成20年6月27日)
 大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。(第5章3.)
- ・国土形成計画 (平成20年7月4日)
 様々な自然災害に的確に対応するための具体の施策 (第2部第5章第2節)
- ・国土利用計画 (全国計画) (平成20年7月4日)
 国土の保全と安全性の確保 (3.(4))

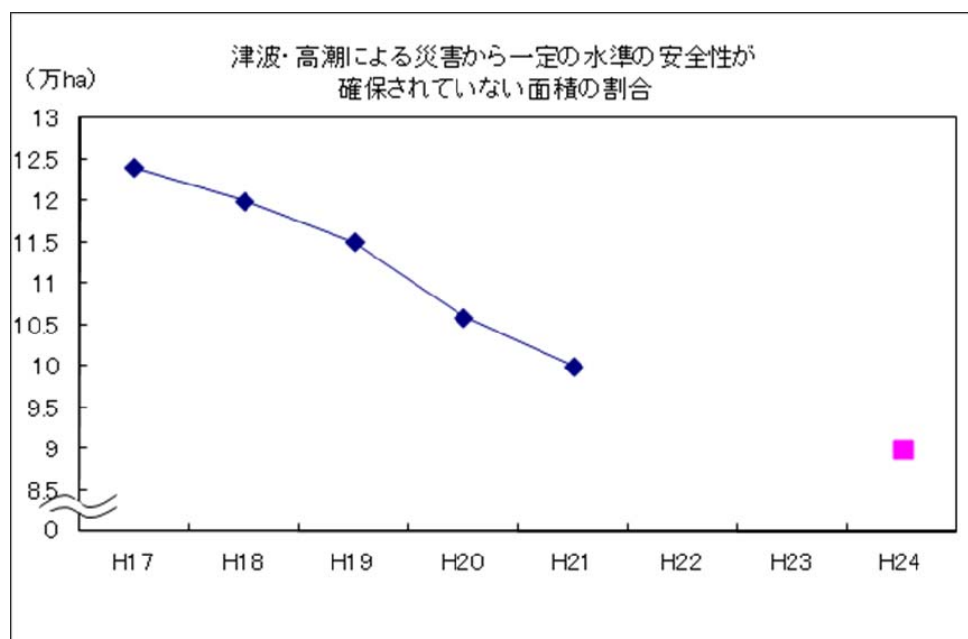
【閣決(重点)】

- ・社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
約12.4万 ha	約12.0万 ha	約11.5万 ha	約10.6万 ha	約10.0万 ha	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○海岸保全施設の新設整備等 (◎)

津波、高潮、波浪その他海水または地盤の変動による被害から海岸を防護する等のために海岸保全施設の新設整備等を実施する。

予算額：海岸事業費 1, 0 2 7 億円（平成 2 1 年度）の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成 2 1 年度の実績値は約 1 0. 0 万 ha であり、トレンドを勘案しても、目標達成に向けて着実な進捗を示している。対策にあたっては、ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を進めていく必要がある。

(事務事業の実施状況)

・未整備地区における海岸保全施設の新設整備、施工中の箇所等における暫定施設の早期完成や老朽化施設の更新、水門等の機能の高度化等を行った。

海岸事業実施箇所数 5 1 1 箇所（平成 2 1 年度）

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから A-2 と評価した。

・気候変動に関する政府間パネル (I P C C) 第 4 次評価報告書において海面水位の上昇や台風の激化等が懸念されている。また、我が国の沿岸においては大規模な地震の発生が高い確率で予想されている。さらに平成 1 6 年 1 2 月のインドネシア・スマトラ島沖大規模地震、平成 1 7 年 8 月の米国のハリケーン・カトリーナも契機となって、津波や高潮被害の恐れがある地域の安全確保が緊急な課題となっている。

・海岸保全施設の効果的な整備とともに、情報伝達施設等の整備とあわせ、住民の自衛 (避難) 行動によるソフト対策を含めた総合的な防災対策を進める。

平成 2 2 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 2 2 年度)

・津波・高潮危機管理対策緊急事業の拡充

津波・高潮発生時において、堤防・護岸等と一体となって背後地の防護を推進するため、漂流物防止施設を整備対象に追加する。

(平成 2 3 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：河川局海岸室 (室長 五十嵐 崇博)

港湾局海岸・防災課 (課長 梶原 康之)

指標 25-1 (業績指標 79)

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 (洪水)

評価

B-1

目標値：100% (平成24年度)
 実績値：約20% (平成21年度)
 初期値：7% (平成19年度)

(指標の定義)

洪水ハザードマップ作成対象市町村のうち、洪水ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数の割合 (%)

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 = ① / ②

①：洪水ハザードマップを作成・公表済みかつ防災訓練を実施した市町村数

②：洪水ハザードマップ作成対象となると想定している市町村数 (約1500市町村：平成19年度末現在)

本指標は、洪水ハザードマップを災害発生時を想定し、住民が避難行動等を実施する防災訓練等を実施する際に活用することにより、洪水ハザードマップの理解度の向上ならびに、住民の防災意識の向上を評価するものであり、水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。

(目標設定の考え方・根拠)

平成24年度までに全国の大河川及び主要な中小河川 (洪水予報河川、水位周知河川に指定または指定予定河川) の浸水想定区域に含まれている市町村における防災訓練実施を目標とする。

(外部要因)

特になし

(他の関係主体)

地方自治体 (都道府県) (都道府県管理河川における浸水想定区域指定・公表)

地方自治体 (市町村) (ハザードマップ作成・防災訓練実施主体)

(重要政策)

【施政方針】

- ・ 第166回国会 施政方針演説 (平成19年1月26日) 「健全で安心できる社会」の実現

【閣議決定】

- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007 (平成19年6月19日) 「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雨等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災拠点の機能強化の推進、ハザードマップの普及促進等ハード・ソフトの連携を図る。」
- ・ 経済財政改革の基本方針2008 (平成20年6月27日) 「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雨、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災基盤の充実、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。」

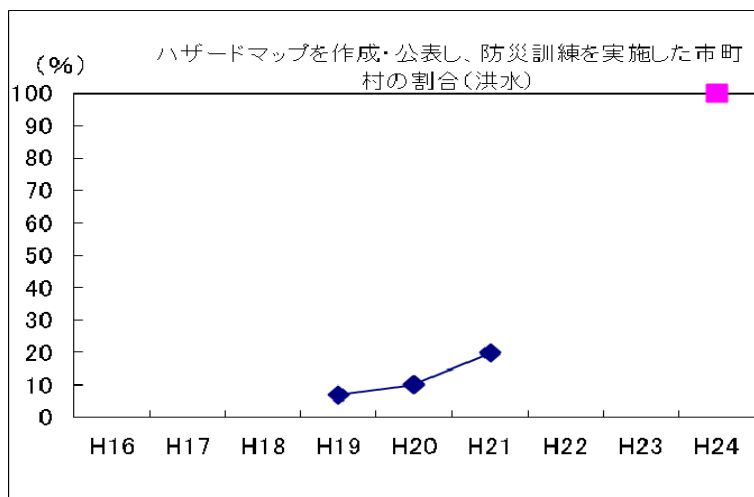
【閣決 (重点)】

- ・ 社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日) 「第2章及び第5章に記載」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	H24
—	—	7%	約10%	約20%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・市町村の洪水ハザードマップの作成及び公表を支援し、合わせて防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促し、水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度に設定した本指標の動向については、これまでの実績は平成24年度目標達成に向けた成果を示していないものの、平成22年度より、地方公共団体にとって自由度の高い社会資本整備総合交付金制度の活用が見込まれることや近年の災害を受けて防災に対する意識の高まり等を受けて作成・公表が進むものと予想される。また、ハザードマップを活用した防災訓練等の実施を促していくことで、実績値の向上が見込まれ、目標年度までに目標値に達するものと考えているため、今後も現在の施策を維持していく。

(事務事業の実施状況)

- ・平成19年4月に「ハザードマップポータルサイト」を開設
(<http://www1.gsi.go.jp/geowww/disapotal/index.html>)
- ・平成17年6月に「洪水ハザードマップ作成要領(平成13年7月作成)」を改訂。あわせて、「洪水ハザードマップ作成の手引き」を作成。
- ・平成17年6月に「中小河川浸水想定区域図作成の手引き」を作成。
- ・平成15年2月に洪水ハザードマップPRパンフレットを作成。
- ・浸水想定区域図の公表については、平成13年の水防法改正時から順調に公表している。
(平成22年3月31日現在の公表：109水系347河川(109水系411河川中))

課題の特定と今後の取組の方向性

当指標は平成19年度からの実績値によるトレンドを延長しても、平成24年度に目標値は達成できないことになるが、平成22年度より、地方公共団体にとって自由度の高い社会資本整備総合交付金制度の活用が見込まれることや近年の災害を受けた防災に対する意識の高まり等を受けて作成・公表が進むものと予想される。また、引き続き住民らが洪水ハザードマップを活用し避難訓練等の防災訓練を実施し、防災意識の向上を図っていくことができるよう技術的支援を併せて行っていくことで、目標年度までに目標値に達することができると考えている。よって、B-1と評価した。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

地方公共団体にとって自由度の高い社会資本整備総合交付金制度の創設により、ハザードマップの作成・公表し、防災訓練を実施する市町村数の増加が期待できる。

(平成23年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局河川環境課(課長 中嶋 章雅)

指標 25-2 (業績指標 70)

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 (内水)

評価

B-1	目標値：100% (平成24年度) 実績値：約12% (平成21年度 暫定値) 初期値：約6% (平成19年度)
-----	--

(指標の定義)

分母：地下空間利用が高度に発達し浸水の恐れのある地区、または、H9年度以降床上浸水被害等が発生した地区を有する市町村数

分子：内水ハザードマップを作成・公表かつ防災訓練等(※)を実施した市町村数

※防災訓練等：内水ハザードマップを活用した防災訓練(洪水想定での防災訓練時に内水ハザードマップ配布等を行っているものも含む)のほか、町内会の集会などでのマップの配布、住民が中心となったマップの普及活動等、積極的にマップの活用を推進するための取組みが行われている場合を含む。

(目標設定の考え方・根拠)

地下空間利用が高度に発達し浸水の恐れのある地区を有する市町村、H9年度以降床上浸水被害等が発生した地区を有する市町村等、全国約550市町村の全てで平成24年度までに内水ハザードマップを作成・公表し防災意識の高揚が図られたものとして設定。

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体(事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日)「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。」(第4章5.)

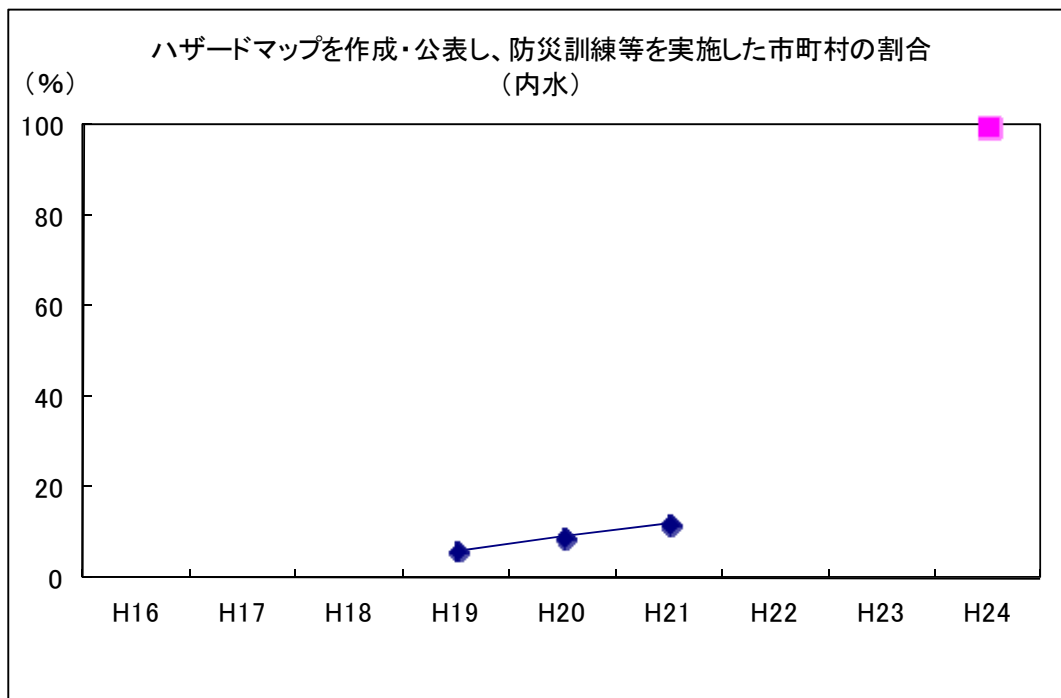
【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章、第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	H21
-	-	約6%	約9%	約12%	(暫定値)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○ 下水道による浸水被害の軽減 (◎)

下水道による浸水被害の軽減を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

予算額 6, 328億円の内数 (平成21年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・当指標の平成21年度の実績値は約12%であり、平成20年度より約3%進捗した。このトレンドを延長しても平成24年度には目標値に達しない。

(事務事業の実施状況)

・平成20年に、地方公共団体による内水ハザードマップの作成・公表を推進するため「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」を改定し、内水ハザードマップを早期に作成できるよう、地域特性等に応じた内水浸水想定手法を追加するとともに、洪水ハザードマップとの連携等について内容の充実を図った。

・平成20年度に雨に強い都市づくり支援事業を創設し、公共施設管理者との連携を強化しつつ、地域住民や民間事業者と一体となって雨に強い都市づくりを実現するため、雨水の流出抑制や民間による被害軽減対策を計画的に推進した。

・平成21年度には、一定規模以上の浸水実績があり浸水対策の必要性が高い地区(平成21年12月時点で146地区)を対象に「下水道浸水被害軽減総合事業」を創設し、貯留浸透施設等の流出対策に加え、内水ハザードマップの公表等、地方公共団体、関係住民等が一体となった総合的な浸水対策への取り組みを推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・当指標は平成19年度からの実績値によるトレンドを延長しても、平成24年度に目標値は達成できないことになるが、平成20年度の「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」の改定や平成21年度の「下水道浸水被害軽減総合事業」の創設、平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設により、従来は補助対象外であった防災訓練等への支援が可能となり、今後一層の促進が図られるものと思われる。このため、今後は当指標の上昇幅がさらに増加することが見込めるため、B-1と評価した。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

・「下水道浸水被害軽減総合事業」に「雨に強い都市づくり支援事業」を統合し、ハード・ソフト両面からの対策、住民自らの取り組みを含めたより効率的、総合的な浸水対策を推進する。

・平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設する。これにより、従来は補助対象ではなかった防災訓練等のソフト事業についても地方公共団体への支援を行えるようになり、また手続きを簡素化することで、地方公共団体によるハザードマップの作成・公表、防災訓練等の実施の推進を図る。

(平成23年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局下水道部流域管理官(流域管理官 佐々木一英)

指標 25-3 (業績指標 80)

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 (土砂)

評価	
A-2	目標値：100% (平成24年度) 実績値：56% (平成21年度) 初期値：16% (平成19年度)

(指標の定義)

土砂災害危険箇所を有する市町村のうち、ハザードマップを作成・公表し、かつハザードマップを活用した防災訓練を実施した市町村の割合 (%)

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 = ① / ②

①：対象市町村のうち、土砂災害ハザードマップを作成・公表かつ防災訓練等を実施した市町村数

②：土砂災害危険箇所を有する市町村数 (1,672市町村：平成19年12月末現在)

(目標設定の考え方・根拠)

平成24年度までに土砂災害危険箇所が存在する対象全市町村(1,672市町村)における実施を目標とする。

(外部要因)

地元調整の状況等

開発行為による新規の住宅地等の増大

(他の関係主体)

都道府県及び市町村

(重要政策)

【施政方針】

- ・ 第162回国会施政方針演説 (平成17年1月21日)
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説 (平成19年1月26日)
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説 (平成20年1月18日)
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説 (平成22年1月29日)
「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針2008 (平成20年6月27日)
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」(第5章3.)

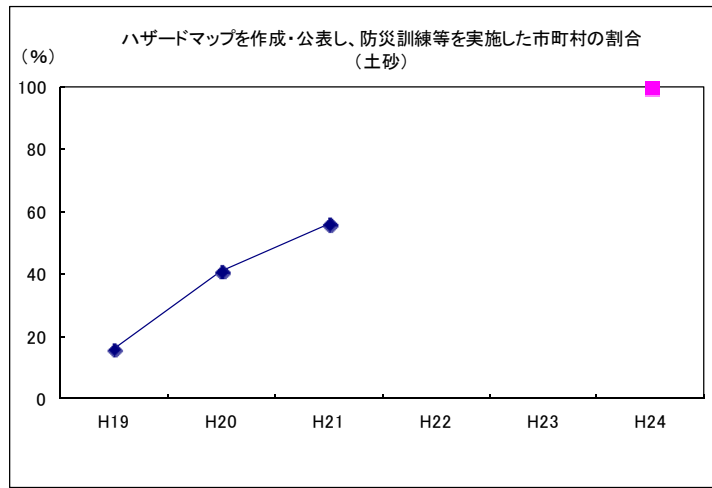
【閣決 (重点)】

- ・ 社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
-	-	16%	41%	56%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

(予算)

- 砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施 (◎)

砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施を通じ、土砂災害特別警戒区域の指定を行い、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(補助) 総合流域防災事業費 132 億円の内数 (平成 21 年度)

(税制)

- 土砂災害のおそれがある区域からの移転促進のための税制 (不動産取得税)

土砂災害防止法の特別警戒区域内にある住宅の移転を促進するため、移転補助を受けて、区域外に新たに取得する住宅又は住宅用地については、不動産取得税の課税標準を 5 分の 1 控除することにより、土砂災害から国民の生命を守ることに寄与。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成 21 年度の実績値は 5.6% であり、指標は着実に進捗しており目標達成に向けた成果を示している。

(事務事業の実施状況)

- ・土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、平成 13 年に施行された土砂災害防止法に基づいて、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで開発行為による新規の住宅地等の増大の抑制等を推進している。また、平成 17 年 7 月の同法の一部改正により、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成 18 年 9 月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。
- ・大規模な土砂災害が急迫している状況において、地域の安全と安心を確保し国民の生命及び身体を保護するため、平成 21 年 8 月から 3 回にわたり、「特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会」から示された提言を元に、住民等の早急な安全確保を図っている。
- ・土砂災害防止月間の毎年 6 月には、土砂災害全国統一防災訓練を実施し、土砂災害に対する警戒避難体制の強化、及び防災意識の向上を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は目標に向かって順調に推移しており、A-2 と評価した。
- ・平成 21 年度は、全国で約 900 市町村において、土砂災害に関するハザードマップを作成・公表し、かつハザードマップを活用した防災訓練が行われた。土砂災害に対する警戒避難体制を強化するため、今後とも積極的に取り組んでいく必要がある。
- ・毎年全国各地で発生する土砂災害の現状と課題を踏まえ、平成 20 年 3 月に「土砂災害対策懇談会」において中長期的な展望に立った土砂災害対策に関して頂いた提言を政策に反映させ、土砂災害対策を進めていく。

平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項

行政事業レビュー (公開プロセス) の「地すべり対策事業」については、「事業評価の充実、早期発見・早期対応によるコストダウン、立地抑制等の強化、契約の競争性向上を進めるべき。」というとりまとめ結果を受け、今後対応していく。

(平成 22 年度)

なし

(平成 23 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：河川局砂防部砂防計画課 (課長 南 哲行)

指標 25-4 (業績指標 89)

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 (津波・高潮)

評価

A-2

目標値：約 8 割 (平成 24 年度)
 実績値：約 81% (平成 21 年度)
 初期値：約 6 割 (平成 19 年度)

(指標の定義)

対象市町村 (注) のうち、ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 (%)
 (注) 津波については重要沿岸域を含む全市町村、高潮についてはゼロメートル地帯を含む全市町村 (298 市町村：平成 21 年度)
 ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村の割合 (津波・高潮) = ① / ②

①：ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数

②：対象市町村数

(目標設定の考え方・根拠)

平成 29 年度までに約 10 割達成することを目標値として設定

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体 (事業実施主体)

(重要政策)**【施政方針】**

- 第 169 回国会 施政方針演説 (平成 20 年 1 月 18 日)

「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- 経済財政改革の基本方針 2008 (平成 20 年 6 月 27 日)

大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。(第 5 章 3.)

- 国土形成計画 (平成 20 年 7 月 4 日)

総合的な災害対策の推進 (第 2 部第 5 章第 1 節)

様々な自然災害に的確に対応するための具体的施策 (第 2 部第 5 章第 2 節)

- 国土利用計画 (全国計画) (平成 20 年 7 月 4 日)

国土の保全と安全性の確保 (3. (4))

【閣決 (重点)】

- 社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日) 「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

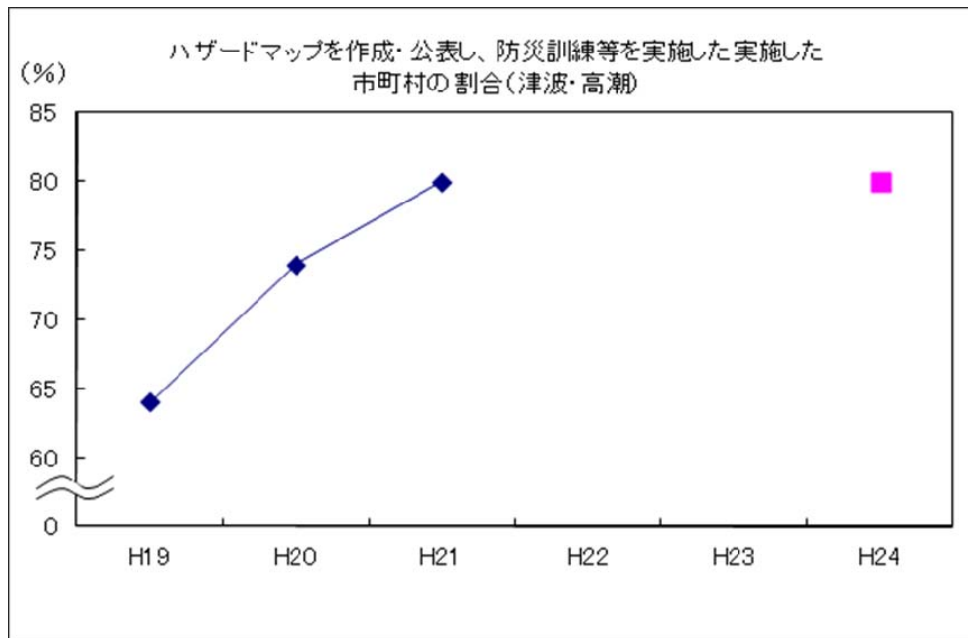
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21
—	—	約 64%	約 74%	約 81%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 津波・高潮危機管理対策緊急事業 (◎)
- 津波・高潮ハザードマップの作成支援(浸水想定区域調査、耐震調査、避難路調査、対浪調査及び排水性能調査)を含め、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進する。
- 予算額：海岸事業費1,027億円(平成21年度)の内数
- (注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成21年度の実績値は約81%であり、前倒しで目標を達成している。

(事務事業の実施状況)

- ・地方公共団体によるハザードマップ作成・活用を支援するための諸課題について検討し、平成16年3月、「津波・高潮ハザードマップマニュアル」を作成した。更にマニュアルの配布に合わせ全国10箇所において、延べ約1,100名の防災担当者等を対象とした説明会を開催した。ここでの意見交換における要望にこたえとともに、各地方公共団体における更なるハザードマップの整備促進を目的として、これまで整備されているハザードマップを収集し、模範となる事例を整理した「津波や高潮の被害に遭わないために」を作成、配布した。
- ・平成21年度においては、津波・高潮危機管理対策緊急事業による津波・高潮ハザードマップの作成支援(浸水想定区域調査、耐震調査、避難路調査、対浪調査及び排水性能調査)を日置海岸(和歌山県)、文理港海岸(和歌山県)等で実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから、A-2と評価した。
- ・今後とも、津波・高潮ハザードマップの作成・公表による災害危険度情報の共有、継続的な防災訓練の実施、津波・高潮防災ステーションの整備等により、地域における危機管理機能の高度化を推進する。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局海岸室(室長 五十嵐 崇博)
 港湾局海岸・防災課(課長 梶原 康之)

指標 26 (業績指標 81)

高度な防災情報基盤を整備した水系の割合

評価

A-2

目標値：約70% (平成24年度)
 実績値：約61% (平成21年度)
 初期値：約40% (平成19年度)

(指標の定義)

水害時における住民の適切な避難を促進するため、浸水想定区域やはん濫流の予測水深、想定流速、到達予測時刻などの浸水想定情報を時系列で図化して提供する体制を構築した水系の割合 (%)

高度な防災情報基盤を整備した水系の割合 = ① / ②

①：浸水想定情報を時系列で図化して提供する体制を構築した水系の数

②：全国の1級水系の数 (109水系)

(目標設定の考え方・根拠)

平成29年度までに1級水系全て (109水系) において実施することを目標とする。

今後とも重点的、計画的に情報提供を行うこととし、平成24年度の目標値を約70% (77水系) とする。

※ (1級水系の数 109) × 70% = 77水系

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針2007 (平成19年6月19日) 「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。」 (第4章5.)

【閣決 (重点)】

・社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日) 「第2章及び第5章に記載あり」

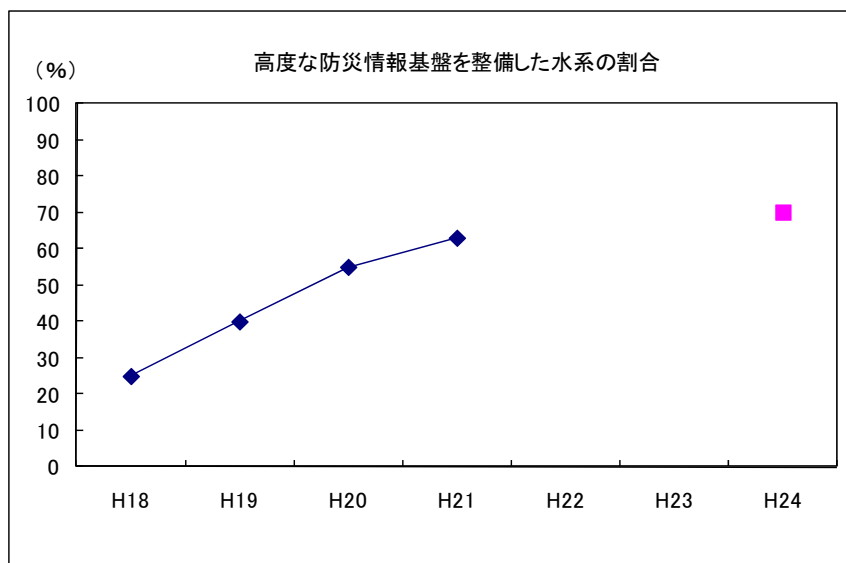
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21
—	約25% (27水系)	約40% (44水系)	約55% (60水系)	約61% (67水系)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○水害時における住民の適切な避難を促進するため、浸水想定区域やはん濫流の予測水深、想定流速、到達予測時刻などの浸水想定情報を時系列で図化して提供する体制を構築する。

予算額： 河川整備事業費（6, 454億円）の内数（平成21年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業の実施状況）

- ・平成21年度までに67水系において浸水想定情報を時系列で図化して提供する体制を構築

課題の特定と今後の取組みの方向性

・目標年度までに、目標の達成に向けて順調な成果を示していることからA-2と評価した。引き続き、動く浸水想定区域図をWeb上で情報提供することにより、水害時における住民の適切な避難を促進していく必要がある。地域により達成状況に格差があるため、提供している水系の割合が低い地域において重点的に実施する。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

なし

（平成23年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局河川計画課（課長 池内 幸司）

関係課：河川局治水課（課長 細見 寛）

河川局防災課（課長 安田 実）

指標 27 (業績指標 82)

リアルタイム火山ハザードマップ整備率

評価

A-2

目標値：50% (平成24年度)
 実績値：24% (平成21年度)
 初期値：0% (平成19年度)

(指標の定義)

火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山(29火山)のうち、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山ハザードマップ(注)を整備した火山の割合(%)

リアルタイム火山ハザードマップ整備率=①/②

①：火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山ハザードマップを整備した火山

②：火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山(29火山)

(注)火山災害予想区域図の一種で、噴火の前兆期以降に、火口位置の変化や降灰領域の拡大等、火山活動状況にあわせて土砂移動現象の影響範囲、堆積深などを想定するもの。

(目標設定の考え方・根拠)

今後10年間に対象火山(29火山)で火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山ハザードマップを策定することを目標とする。平成24年度については50%を目標とする。

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

都道府県及び市町村

(重要政策)**【施政方針】**

- 第162回国会施政方針演説(平成17年1月21日)
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- 第166回国会施政方針演説(平成19年1月26日)
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- 第169回国会施政方針演説(平成20年1月18日)
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- 第174回国会施政方針演説(平成22年1月29日)
「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」

【閣議決定】

- 経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日)
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」(第5章3.)

【閣決(重点)】

- 社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

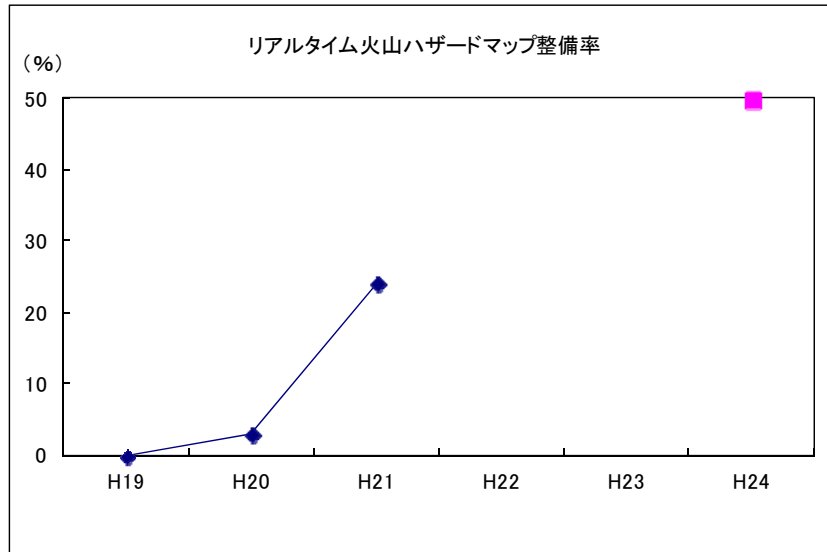
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21
—	—	0%	3%	24%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

(予算)

① 火山地域における砂防設備の整備 (◎)

土石流及び火山噴火にともなう火山泥流、火砕流、溶岩流等による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(直轄) 火山砂防事業費 367 億円の内数 (平成 21 年度)

(補助) 火山砂防事業費 194 億円の内数 (平成 21 年度)

② 火山噴火時等の警戒避難対策の実施 (◎)

火山地域において警戒避難対策の整備等を行うことで、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(補助) 火山噴火警戒避難対策事業費 8 億円の内数 (平成 21 年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 指標の実績値については 24% になっており、トレンドにおいては目標達成に向けた推移を示している。
- ・ 現在、富士山、浅間山等 7 火山において、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山ハザードマップを整備し、当面の噴火想定には対応できる。
- ・ また、平成 21 年度までに樽前山 (北海道)、秋田駒ヶ岳 (秋田県・岩手県) などを含む 18 火山において計画策定の委員会が開催されているなど、各火山において、おおむね当初の予定通り準備及び作成を進めているところである。

(事務事業の実施状況)

- ・ 主として活火山及びその周辺地域からなる火山砂防地域において、土石流、火山泥流等の土砂災害から下流部の人家、公共施設等を保全するため、砂防堰堤等のハード対策を実施する一方で、火山地域の住民の警戒避難に資するため、火山ハザードマップの整備や土砂の動きを監視するための監視カメラやワイヤーセンサー等のソフト対策を実施するなど、ハード・ソフト一体となった対策を推進している。
- ・ 火山噴火時の緊急的な対策の実施により土砂災害による被害を軽減するため、火山毎に、緊急ハード対策の施工やリアルタイム火山ハザードマップによる危険区域の設定等、平常時の準備事項及び噴火時の対応等のハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を推進している。
- ・ 各火山では、リアルタイム火山ハザードマップ作成の基礎データとなる火山周辺の詳細な地形データの収集や噴火シナリオの作成を進めているほか、事前に行った数値シミュレーション結果をロールプレイング型防災訓練で活用することにより検証を行うなど、実用的なリアルタイム火山ハザードマップの整備を進めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- リアルタイム火山ハザードマップは、基礎データの収集、シミュレーション結果の検証等に時間を要することから複数年での整備を想定している。平成21年度は平成20年度を上回る6火山で整備されるなど、順調に検討が進められている。またその他の火山についても検討会が開催されるなど、順調に検討が行われていることから、今後も計画的に整備が進み目標を達成する見込みが高いと考えられるため、A-2と評価した。
- 平成19年3月に「火山噴火緊急減災対策に関する検討会」により示された「火山噴火緊急減災対策ガイドライン（案）」により、緊急減災対策の推進を図る。
- 降灰後の土石流を対象として、被害が想定される区域・時期を特定し、情報（土砂災害緊急情報）を市町村へ提供するために必要な技術開発を進める。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

なし

（平成23年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局砂防部砂防計画課（課長 南 哲行）

指標 28 (業績指標 77)

土砂災害特別警戒区域指定率

評 価

A-2

目標値：約80% (平成24年度)
 実績値：約44% (平成21年度)
 初期値：約34% (平成19年度)

(指標の定義)

土砂災害危険箇所が存在する市町村(1,672市町村)のうち、土砂災害特別警戒区域の指定を行った市町村の割合

土砂災害特別警戒区域指定率=①/②

- ①土砂災害特別警戒区域の指定を行った市町村数
- ②土砂災害危険箇所が存在する市町村数(1,672市町村)

(目標設定の考え方・根拠)

平成19年度の土砂災害特別警戒区域の指定状況は565市町村であり、10年間で実施率100%(1,672市町村)を目指す。

平成24年度については、平成19年度以降指定の促進を図り約80%を目標とする。

(外部要因)

地元調整の状況等
 開発行為による新規の住宅地等の増大

(他の関係主体)

都道府県及び市町村

(重要政策)**【施政方針】**

- ・ 第162回国会施政方針演説(平成17年1月21日)
 「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説(平成19年1月26日)
 「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説(平成20年1月18日)
 「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説(平成22年1月29日)
 「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日)
 「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」(第5章3.)

【閣決(重点)】

- ・ 社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

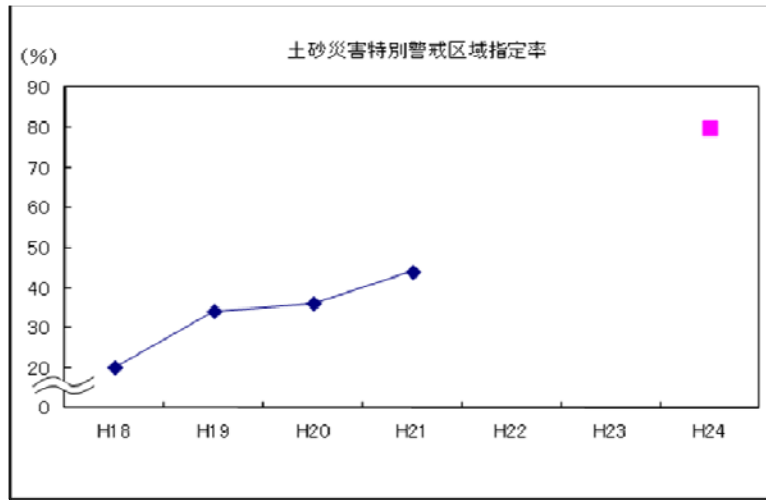
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21
—	約20%	約34%	約36%	約44%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

(予算)

- ④ 砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施 (◎)

砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施を通じ、土砂災害特別警戒区域の指定を行い、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(補助) 総合流域防災事業費 132 億円の内数 (平成 21 年度)

(税制)

- ① 土砂災害のおそれがある区域からの移転促進のための税制 (不動産取得税)

土砂災害防止法の特別警戒区域内にある住宅の移転を促進するため、移転補助を受けて、区域外に新たに取得する住宅又は住宅用地については、不動産取得税の課税標準を 5 分の 1 控除することにより、土砂災害から国民の生命を守ることに寄与。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成 21 年度の実績値は約 4.4% であり、指標は着実に進捗しており目標達成に向けた成果を示している。

(事務事業の実施状況)

- 土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、平成 13 年に施行された土砂災害防止法に基づいて、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで開発行為による新規の住宅地等の増大の抑制等を推進している。また、平成 17 年 7 月の同法の一部改正により、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成 18 年 9 月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。
- 大規模な土砂災害が急迫している状況において、地域の安全と安心を確保し国民の生命及び身体を保護するため、平成 21 年 8 月から 3 回にわたり、「特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会」から示された提言を元に、住民等の早急な安全確保を図っている。
- 土砂災害防止月間の毎年 6 月には、土砂災害全国統一防災訓練を実施し、土砂災害に対する警戒避難体制の強化、及び防災意識の向上を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 業績指標は当面の目標に向かって順調に推移しており、A-2 と評価した。
- 平成 21 年度までに、全国で約 74,158 箇所土砂災害特別警戒区域が指定された。引き続き土砂災害による被害を軽減するため、区域指定を進めていく必要がある。
- 毎年全国各地で発生する土砂災害の現状と課題を踏まえ、平成 20 年 3 月に「土砂災害対策懇談会」において中長期的な展望に立った土砂災害対策に関して頂いた提言を政策に反映させ、土砂災害対策を進めていく。

平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項

行政事業レビュー (公開プロセス) の「地すべり対策事業」については、「事業評価の充実、早期発見・早期対応によるコストダウン、立地抑制等の強化、契約の競争性向上を進めるべき。」というとりまとめ結果を受け、今後対応していく。

(平成 22 年度)

なし

(平成 23 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：河川局砂防部砂防計画課 (課長 南 哲行)

指標 29 (業績指標 107)
道路交通における死傷事故率

評価

A-1	目標値：約1割削減 (約100件/億台キロ) (平成24年) 実績値：約 99件/億台キロ (平成21年暫定値) 初期値：約109件/億台キロ (平成19年)
-----	--

(指標の定義)

自動車走行台キロ当たりの死傷事故件数 (1件/億台キロとは、例えば1万台の自動車が1万キロ走行した場合、平均1件の死傷事故が発生することを意味する。)

道路交通における死傷事故率 = 死傷事故件数 ÷ 自動車走行台キロ

(目標設定の考え方・根拠)

死傷事故率を過去の欧米と同程度のペース (5年で約1割) で削減することを目指すこととし、5年後のH24年末までに、H19年値に対して死傷事故率を約1割削減することを目標とする。

(外部要因)

- ・交通量の変動
- ・交通安全思想の普及

(他の関係主体)

警察庁

(重要政策)

【施政方針】

第169回国会施政方針演説 (平成20年1月18日)

「昨年、交通事故の犠牲者は半世紀ぶりに6千人を下回りました。今後も効果的な対策を実施します。」

【閣議決定】

なし

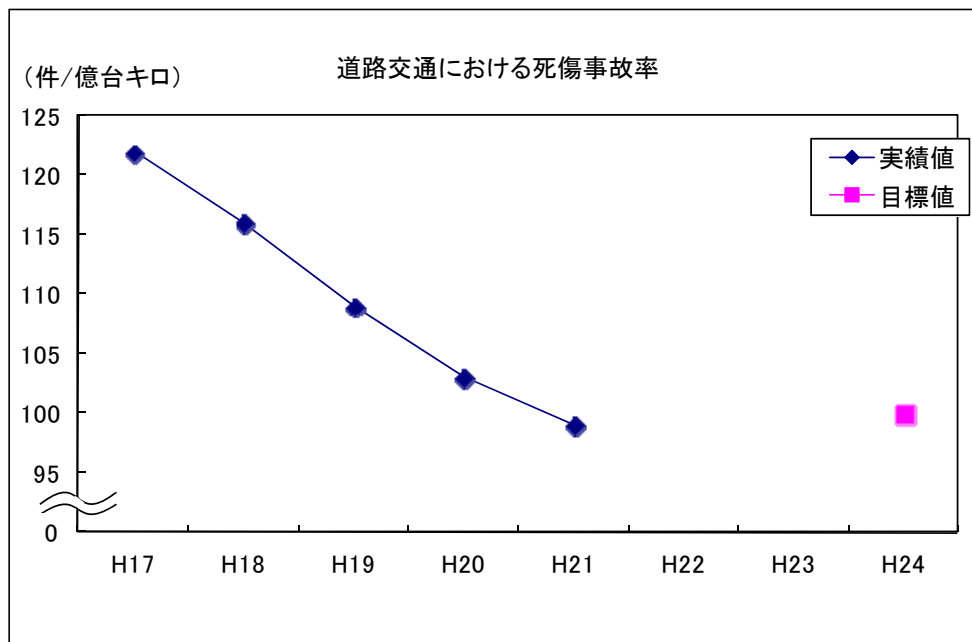
【閣決 (重点)】

社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

第8次交通安全基本計画 (平成18年3月14日中央交通安全対策会議決定)

過去の実績値				(年)	
H17	H18	H19	H20	H21	
122 件/億台キロ	116 件/億台キロ	約109 件/億台キロ	約103 件/億台キロ	約99 (暫定値) 件/億台キロ	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

安全な道路交通環境の実現を目指し、幹線道路ネットワークの体系的な整備を進めるとともに、幹線道路における事故危険箇所を含めた事故の発生割合の高い区間での集中的対策の実施、歩行者等の事故多発地区における歩行者・自転車安全対策の重点実施（あんしん歩行エリアの整備）等、交通安全施設等の整備を推進する。(◎)

予算額：道路交通安全対策事業費等 7, 126億円の内数（平成21年度）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年実績値約103件/億台キロに対し、平成21年の実績値（暫定値）は約99件/億台キロと改善するとともに、目標値を達成する見込みとなった。

(事務事業の実施状況)

- 交通をより安全な道路へ転換させるため、死傷事故率が低い自動車専用道路を含む幹線道路ネットワークの整備を実施。
- 平成21年3月に582地区をあんしん歩行エリアに指定するとともに、3,396箇所を事故危険箇所として指定し、対策を実施中。

課題の特定と今後の取組みの方向性

死傷事故率に関する業績指標は平成17年度以降、減少傾向にある。平成21年も暫定値ではあるが減少し、目標値を達成する見込みとなったが、より安全な道路交通環境の実現に向け、引き続きこの状況を維持していく必要がある。

今後も、都道府県別の状況も精査した上で、死傷事故率の高い箇所など、優先度を国民に分かりやすく明示した交通事故対策を推進し、幹線道路と生活道路での交通事故対策を両輪とした効果的・効率的な対策を実施する。

また、平成22年1月の内閣府特命担当大臣の談話にある「平成30年を目途に、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現」の達成に向け、今後も対策強化に向けた検討に取り組んでいく。

以上から、今回の評価としてはA-1とした。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：道路局 環境安全課 道路交通安全対策室（室長 加藤 恒太郎）

関係課：道路局 国道・防災課（課長 深澤 淳志）

指標 30 (業績指標 117)

ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数

評価

B-1

目標値：0件（毎年度）
 実績値：1件（平成21年度）
 初期値：0件（平成14年度）

(指標の定義)

ふくそう海域（注）において、一般船舶（全長50m以上）が通常航行する航路を閉塞又は閉塞するおそれがある海難であって、我が国の社会経済活動に甚大な影響を及ぼす海難の発生数

（注）：ふくそう海域：東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港（海上交通安全法又は港則法の適用海域に限る。）

(目標設定の考え方・根拠)

過去の実績として、平成9年に東京湾でダイヤモンドグレース号の事故が発生して以来ふくそう海域における大規模海難は発生しておらず、毎年度発生数0件を目標とする。

(外部要因)

- ・マリンレジャーの進展等による海域利用の複雑化
- ・沿岸部の埋立等大規模プロジェクトの進展による可航水域の減少、航行形態の変化

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

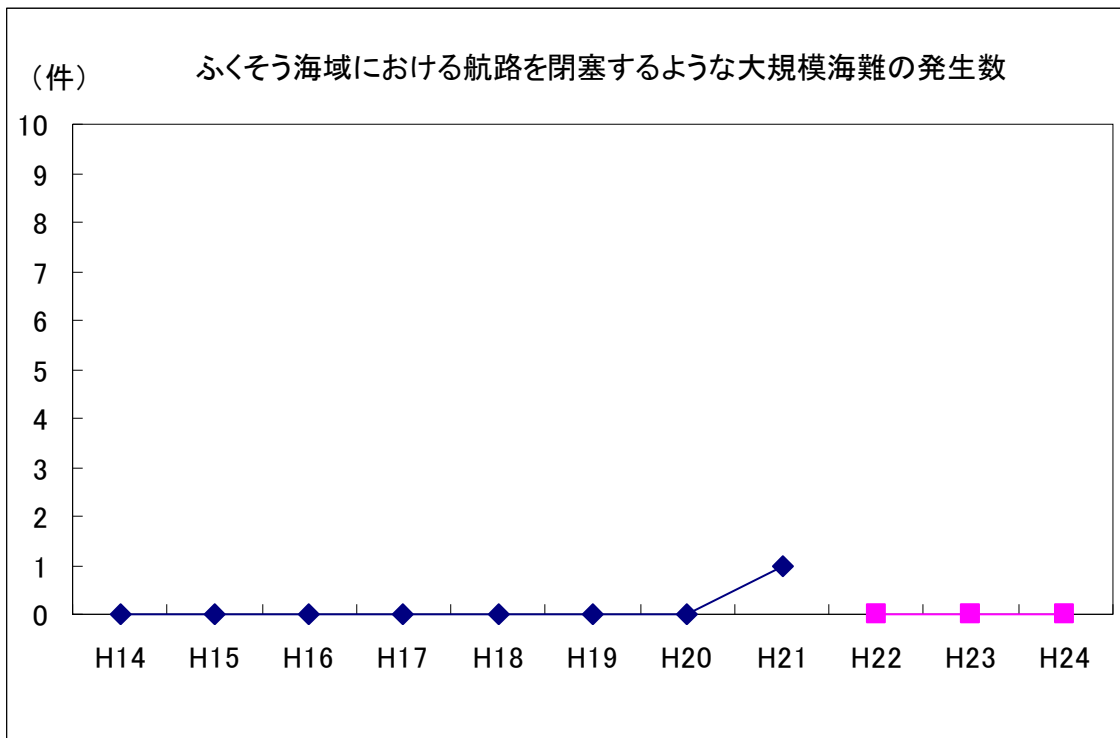
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① 航路標識の高度化等の整備等 (◎)
予算額：航路標識整備事業費の一部7.8億円(平成21年度)
 - ・ふくそう海域における視認性、識別性及び誘目性に優れた高機能航路標識等の整備を行う。
 - ・AIS(船舶自動識別装置)を活用した航行支援システムの整備を行う。
 - ・新たな情報技術を活用した航行管制・情報提供システムの充実強化を行う。
 - ・沿岸域情報提供システム(MICS)の的確な運用を行う。
 - ② 海上交通法令の励行等
 - ・巡視船艇による航法指導等を実施する。
 - ③ 海上交通センター等の的確な運用
 - ・海上交通センター等において的確な航行管制・情報提供を継続して実施する。
 - ④ 安全対策の強化
 - ・近年における海難の発生状況、海上交通に係る環境の変化等を踏まえ、船舶交通の安全性及び効率性の向上を図るため、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する。
 - ⑤ 主要国際幹線航路の整備及び保全 (◎)
予算額：港湾整備事業費 9.9億円(平成21年度)
 - ・浅瀬等の存在により船舶航行に支障のある国際幹線航路について、所定の幅員及び水深を確保するための浚渫等を行い、ボトルネックを解消する。
 - ⑥ 海難審判の実施
 - ・海難審判所及び地方海難審判所等において、海難審判を的確に実施し、海難を発生させた海技従事者に対する懲戒を行う。
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成21年10月に関門航路内において、護衛艦「くらま」と外国貨物船「CARINA STAR」が衝突炎上するという社会的に大きな反響を与えることとなった大規模海難が発生したため、平成21年度においては、目標は達成できなかった。

(事務事業の実施状況)

- ① 航路標識の高度化等の整備等
 - ・ふくそう海域において視認性、識別性及び誘目性に優れた高機能航路標識等3基を整備した。
 - ・平成21年7月から四日市及び若松海上保安部において、AISを活用した航行支援システムの運用を開始した。
 - ・運用管制支援システムである訓練用運用卓の整備を関門海峡海上交通センターにおいて実施し、港内管制システムの高度化整備を横浜、東京及び千葉海上保安部において実施した。
 - ・沿岸域情報提供システムを運用し、情報提供を的確に実施した。
- ② 海上交通法令の励行等
 - ・巡視船艇による航法指導等を実施した。
- ③ 海上交通センター等の的確な運用
 - ・海上交通センター等において的確な航行管制・情報提供を継続して実施した。
- ④ 安全対策の強化
 - ・港則法及び海上交通安全法の一部を改正し、海域特性に応じた新たな航法や船舶の危険防止のための措置等について定めた。
- ⑤ 主要国際幹線航路の整備及び保全
 - ・平成21年度においては、関門航路において整備・保全が行われた。
- ⑥ 海難審判の実施
 - ・海難審判所及び地方海難審判所等において、海難審判を的確に実施し、海難を発生させた海技従事者に対する懲戒を行った。

課題の特定と今後の取組の方向性

平成21年度においては、大規模海難が1件発生し目標は達成できなかったことから、「B」と評価した。一方で、改正した港則法及び海上交通安全法に基づき、船舶交通の安全性の向上を図る施策を実施することから、「1」と位置付けることとした。

我が国の経済活動を支える船舶の海難を未然に防ぎ、人命、財産、環境を保護し、国民が安心して生活できる環境を確保していくことは普遍的な社会ニーズである。

特に船舶交通が集中するふくそう海域においては、社会経済活動に甚大な影響を及ぼす海難が発生する蓋然性が高い。

したがって、通航船舶の実態や海難の発生状況を調査・分析し、その結果を踏まえながら各施策を計画的に推進していくとともに、海上交通法令の励行、海上交通センターの的確な運用を中心に当該施策を継続して実施し、ふ

くそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数0を目指す。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

- ・港則法及び海上交通安全法による措置等の的確な運用

(平成23年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：海上保安庁交通部企画課	(課長 岩崎 俊一)
関係課：港湾局計画課	(課長 高橋 浩二)
海上保安庁交通部安全課	(課長 川崎 勝幸)
計画運用課	(課長 加賀谷 尚之)
整備課	(課長 高橋 敏男)
海難審判所総務課	(課長 宇田川 英寿)